

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業
実施方針**

平成28年2月29日

浜松市上下水道部

はじめに

浜松市（以下「市」という。）は、浜松市公共下水道西遠処理区（以下「本処理区」という。）において、西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場の運営等を行う浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく特定事業として実施することを計画している。

本実施方針は、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づき、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

目次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 特定事業の事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業の名称	1
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	1
(3) 事業の背景・目的.....	1
(4) 基本運営方針.....	2
(5) 用語の定義	2
(6) 本事業の対象施設.....	2
(7) 事業方式	3
(8) 事業の範囲	3
(9) 事業期間	5
(10) 使用料及び利用料金.....	6
(11) 利用料金の設定及び收受.....	7
(12) 事業の費用負担.....	9
(13) 改築に関する留意事項.....	9
(14) 運営権者が受領する権利・資産.....	10
(15) 市から運営権者への職員の派遣.....	10
(16) 運営権者が支払う運営権対価.....	10
2 特定事業の選定方法に関する事項.....	11
(1) 選定基準	11
(2) 選定結果の公表.....	11
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	12
1 募集及び選定方法.....	12
2 募集及び選定スケジュール（予定）.....	12
3 応募者の参加資格要件.....	12
(1) 応募者の構成.....	12
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格.....	13
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件.....	14
4 審査及び選定手続き.....	14
(1) P F I 専門委員会の設置.....	14
(2) 審査方法	15
(3) 審査結果の公表.....	15
(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し.....	15
(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付.....	15
(6) 競争的対話の実施.....	15
(7) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施.....	15
(8) 提案書類の提出等.....	16
(9) 提案書類の作成等に係る費用.....	16

5	優先交渉権者選定後の手続き	16
	(1) 基本協定の締結	16
	(2) S P C の設立	16
	(3) 優先交渉権者による運営準備行為	16
	(4) 運営権の設定及び実施契約の締結	16
	(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受	17
	(6) 事業の開始	17
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1	リスク分担の基本的な考え方	18
2	事業の実施状況のモニタリング	19
3	保険	19
4	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	20
	(1) 運営権の処分	20
	(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分	20
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1	運営権設定対象施設の立地に関する事項	22
	(1) 所在地等	22
	(2) 事業用地の貸付	22
2	運営権設定対象施設の概要	22
3	西遠処理区一般平面図	22
4	西遠浄化センターの現状の全体処理フロー図	23
第5	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	24
1	実施契約に定めようとする事項	24
2	疑義が生じた場合の措置	24
3	管轄裁判所の指定	24
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	25
	(1) 運営権者事由解除	25
	(2) 市事由解除又は終了	25
	(3) 不可抗力解除又は終了	26
	(4) 特定法令等変更解除	26
	(5) 特定条例等変更解除	26
2	金融機関又は融資団と市との協議	27
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	28
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	28
3	その他の措置及び支援に関する事項	28
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	29
1	実施に関して使用する言語及び通貨	29

2	実施方針に関する説明会及び現地見学会.....	29
	(1) 開催日時及び場所.....	29
	(2) 申込方法	29
3	実施方針に関する意見又は質問の受付.....	29
	(1) 受付期間	29
	(2) 提出方法	29
	(3) 意見書・質問書に対する回答方法.....	30
	(4) 意見書・質問書に対する回答予定日.....	30
	(5) 意見書・質問書に対するヒアリング.....	30
4	連絡先及び情報提供.....	30
	(1) 連絡先	30
	(2) 情報提供	30
別紙1	P F I法等における用語と本事業における用語の関係性.....	31
別紙2	利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケース.....	32
別紙3	リスク分担表.....	33
別紙4-1	西遠浄化センター一般平面図（全体）	36
別紙4-2	西遠浄化センター一般平面図（拡大）	37
別紙4-3	浜名中継ポンプ場一般平面図.....	38
別紙4-4	阿蔵中継ポンプ場一般平面図.....	39
別紙5	西遠処理区一般平面図.....	40

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(3) 事業の背景・目的

本事業の対象施設を含む西遠流域下水道事業は、公共用水域の水質汚濁の防止と地域住民の生活環境の改善を図るため、静岡県で最初の流域下水道として昭和 48 年度に事業着手され、その後、旧浜松市、旧可美村、旧舞阪町、旧雄踏町、旧浜北市、旧天竜市の順で供用が開始された。平成 17 年 7 月 1 日の天竜川・浜名湖地域 12 市町村の合併により、流域下水道事業に関連する 3 市 2 町（旧可美村は平成 3 年 5 月 1 日に合併済）が全て浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号）第 20 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に静岡県から浜松市の公共下水道に事業移管されることとなっている。

西遠流域下水道の処理区(西遠処理区)は、平成 26 年度末において、面積が 10,326ha、年間汚水処理水量が 5,111 万 m³と、浜松市公共下水道全体のそれぞれ 13,918ha、8,573 万 m³に対し、約 6～7 割を占める最大の処理区である。

市では、移管に伴い本処理区に従事する職員の配置が必要となるが、行財政改革の一環として組織のスリム化に取り組んでおり、本処理区を運営するために大幅な増員は難しい状況にある。あわせて、この移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要もある。

このため、本処理区に係る主要施設である西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における運営等について、PFI 法に基づく本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されるとともに、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待するものである。

さらには、それを踏まえた上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。

(4) 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、市が公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

- ア 公共用水域の水質保全と循環型社会の構築に資するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、汚水と汚泥を適正に処理すること。
- イ 低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。
- ウ 市と民間事業者の技術力を協働で発揮し、施設や設備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の的確な保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減に取り組むこと。
- エ 簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。
- オ 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。

(5) 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
経営	事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、再委託、利用料金の収受、モニタリング等事業全体を管理・遂行すること
維持	処理場・ポンプ場施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの
修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障もしくは損傷した設備の一部を取り換えること
改築	更新、長寿命化及び附設の総称
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること

(6) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設¹は、以下のとおりである。

- ① 西遠浄化センター
- ② 浜名中継ポンプ場

¹ 本事業の対象となる施設には、①②③の各施設に附帯する放流渠等の施設が含まれる。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条に基づき定められた事業計画に示されたものに限る。

③ 阿蔵中継ポンプ場

なお、上記を、以下「運営権設定対象施設」という。

(7) 事業方式

本事業は、PFI法第16条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

(8) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）において示す。

なお、運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。再委託を行う上で運営権者が遵守すべき条件・手続は、要求水準書（案）、実施契約書（案）に示す。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に関する業務

- ・事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・再委託
- ・利用料金の収受
- ・モニタリング
- ・危機管理及び技術管理
- ・環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に関する企画、調整、実施に関すること

- ・更新
- ・長寿命化
- ・附設

(ウ) 修繕及び維持に係る企画、調整、実施に関すること

- ・修繕
- ・維持

イ 附帯事業²

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第2-3(1)に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

² 附帯事業の例としては、汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業や固形燃料化事業などが想定される。

ウ 任意事業³

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適化法」という。）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

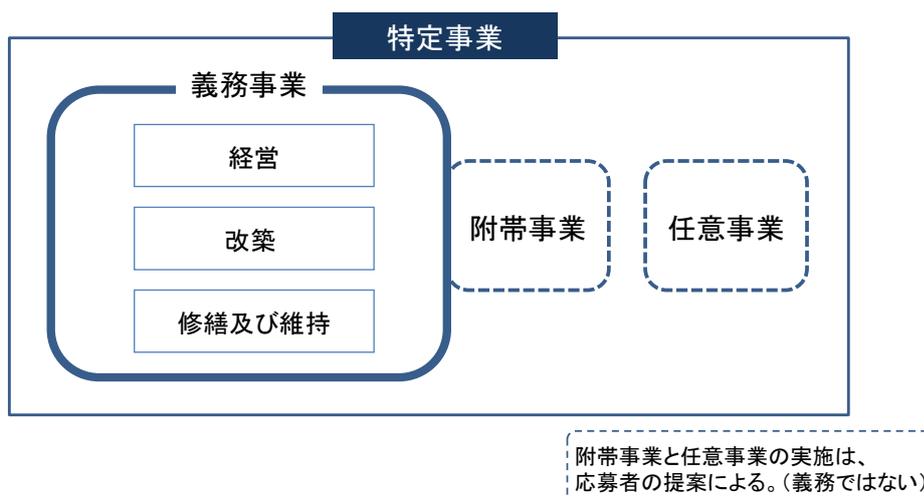


図1 事業範囲の定義

表1 事業範囲の整理

区分	運営権	施設所有権	設置費・改築費 負担	修繕及び維持費 負担
義務事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
附帯事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
任意事業	設定対象外	運営権者	運営権者	

なお、事業の範囲は、別紙1「PFI法等における用語と本事業における用語の関係性」も参考にすること。

³ 任意事業の例としては、太陽光発電事業や風力発電事業、下水道技術の調査研究事業などが想定される。

(9) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の20年を経過する日が属する事業年度末（第1-1(9)イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は平成30年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は平成50年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

運営権者は、事業期間中における運営方針、事業内容及び収支計画等を明らかにする事業計画を策定し、市に提出しなければならない。事業計画の提出及び内容に関する詳細は、要求水準書（案）に示す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等の実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第1-1(9)ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

詳細は実施契約書（案）において示す。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年後を経過する日が属する事業年度末までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の25年後を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

(イ) 事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰延資産相当額

第1-1(12)ア(イ)に示す運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を上限として、市は、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。

(ウ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地及び施設内に所有する資産（市

が買い取る資産を除く。)については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に第1-1(14)ア(イ)に示す公有財産賃貸借契約が解除され又は終了し、運営権者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、市又は市の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。なお、買取の方法等については、実施契約書(案)の公表時に示す。

(エ) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

表2 予定事業期間

内 容	期 日
運営権設定日	平成29年10月
義務事業の承継等	平成29年10月～平成30年3月
本事業開始日	平成30年4月1日
本事業終了日・運営権存続終了日	平成50年3月31日 ※平成55年3月31日(最大限延長した場合)

(10) 使用料及び利用料金

ア 本実施方針における使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、本処理区の利用者は、市に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うものとする。本実施方針では、本処理区に係る使用料と利用料金を併せたものを使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)と称する。

なお、使用料等の算出方法は、浜松市下水道条例の規定に基づくものとし、使用者が支払う金額は、汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。

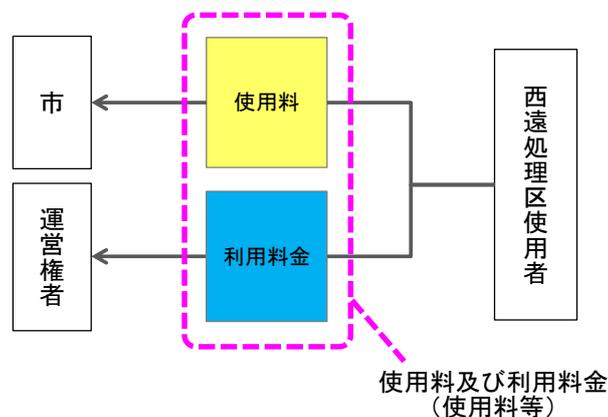


図2 料金の名称

イ 使用料等の改定

市は、浜松市下水道条例で定める使用料等の改定⁴（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

運営権者は、5年に1回⁵、料金改定に関して市に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、市と運営権者は協議を行う。なお、あわせて利用料金割合（第1-1(11)アに示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

(11) 利用料金の設定及び収受

ア 利用料金の設定

運営権者は、利用料金を本処理区使用者⁶から収受する。

当該利用料金は、第1-1(10)アに示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。市は、義務事業及び附帯事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次のウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、浜松市下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規程において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、市が募集要項公表時に示す。

イ 利用料金設定割合の改定

(ア) 運営権者の提案による利用料金設定割合の改定

運営権者は、第1-1(10)イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、5年に1回⁷、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、第1-1(10)イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合設定（改定）時から3年間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合

b 電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減す

⁴ 本処理区のみならず、他の処理区も含めた市全体に係る改定。

⁵ 提案を受け付ける時期は、平成35年度、平成40年度及び平成45年度の3回とする。

⁶ 西遠処理区に対して区域外接続を行う使用者は、本事業においては本処理区使用者と同じとみなし、利用料金の収受対象とする。

⁷ 提案を受け付ける時期は、平成35年度、平成40年度及び平成45年度の3回とする。

ることが予想される場合

(ウ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市の計画変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は設定割合の改定について協議を行うことができる。法令等の変更又は市の計画変更とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書(案)に示す。

- a 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- b 当該事業に直接関係する税制等⁸の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- c 事業内容の変更等市側の事由により計画が変わることで、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

(エ) その他市が必要と認める場合

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。

なお、利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケースについては、別紙2を参照のこと。

ウ 利用料金の構成内容

運営権者が収受する利用料金の構成は表3のとおりとする。

表3 利用料金の構成

項目		内容
①経営	a. 一般管理費	経営全般に係るもの
	b. 支払利息	運営権者に係る支払利息
	c. 租税公課	運営権者に係る税金等
②改築	d. 改築費	改築に係る運営権者が負担する費用
③ 修繕 及び 維持	e. 修繕費	修繕に係るもの
	f. ユーティリティー費	電気、薬品、消耗品、燃料費等の調達に係るもの
	g. 処理場等運転費	処理場及びポンプ場等の運転に係るもの
	h. 保守管理費	保守点検等に係るもの
	i. 利用料金収受費	利用料金収受に係るもの
	j. 廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
	k. その他費用	その他業務に係るもの
④利潤	1. 利潤	経営に必要な利潤

エ 利用料金収受代行業務

実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市は、運営権者を代行して利用料金を市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する。市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

⁸ 直接関係する税制等とは、具体的には、事業所税を想定しており、広く一般に適用される法人税などではない。

実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約については、詳細を実施契約書（案）の公表時に示す。

オ 債権の担保のための利用料金の引当て

第 3-2 に示す要求水準違反違約金及び第 6-1(1)イに示す契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

本処理区における未納者への支払いの催促等についてはエに示した契約に基づき、市が運営権者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

(12) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。

ア 義務事業及び附帯事業

(ア) 経営に係る業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 改築に係る業務

運営権者は、改築に係る費用の 10 分の 1 相当額を負担する。残り 10 分の 9 相当額は市が負担する。なお、市は、負担額の支払いにあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。

なお、運営権者が負担する改築に係る費用の 10 分の 1 のうち第 1-1(9)エ(イ)に示す繰延資産相当額については、市が、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。

(ウ) 修繕及び維持に係る業務

運営権者は、修繕及び維持に係る費用の全てを負担する。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(13) 改築に関する留意事項

ア 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、実施契約に基づき運営権設定対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改築を行った施設の所有

市又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改築の対象

市及び運営権者は、協議の上、詳細を定める。改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が必要と認めたものは、国補助金の対象とならない改築も実施する。

エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、運営権者は、市と協議の上、協力するものとする。

(14) 運営権者が受領する権利・資産

ア 本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産

(ア) 運営権

西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場に設定される権利

(イ) 本事業用地の使用権

公有財産賃貸借契約⁹による本事業用地及び施設等の使用権

(ウ) 運営権者譲渡対象資産¹⁰

市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産を運営権者に譲渡する。
詳細は、第2-5(5)に示す。

(15) 市から運営権者への職員の派遣

市は、運営権者からの要請等必要に応じて、PFI法に基づく運営権者への市職員派遣を検討する。

(16) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1（以下「運営権対価前払金」という。）については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割（以下「運営権対価分割金」という。）で支払うものとする。なお、運営権対価分割金の分割方法は均等とすることとし、市は、運営権対価分割金に対して利息を設定しない。

また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

⁹ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成27年内閣府）に基づく「運営権と土地等賃貸借の関係」に準拠する契約

¹⁰ 運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に開示する関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストにおいて示す。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、義務事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、市自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

実施方針の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

表4 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成28年 2月29日	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
平成28年 3月10日	実施方針に関する説明会及び現地見学会
平成28年 3月16日	実施方針に関する意見・質問の受付期限
平成28年 4月11日	実施方針に関する意見・質問への回答
平成28年 4月下旬	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協 定書(案)・実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成28年 5月中旬	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 5月下旬	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 6月	参加資格審査書類の受付
平成28年 7月～8月	競争的対話 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査
平成28年10月	提案書類の提出期限
平成29年 2月	優先交渉権者の選定
平成29年 2月	基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ・応募者は、第1-1(8)に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ・応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ・コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ・応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（第3-4(2)に定める本議決権株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。
- ・参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第2-3(2)及

び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。

- ・参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者¹¹であること。
- ② P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、平成 27・28 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 3012：施設運転操作管理業務委託、業務委託・賃貸借 3028：計画策定・統計業務委託、業務委託・賃貸借 3099：その他の業務委託、建設工事 20：機械器具設置工事、建設工事 26：水道施設工事のいずれか）の認定を受けている者。なお、上記名簿に認定されていない者で、本プロポーザルに参加しようとする者は、市が定める様式により予め申請をし、市の承認を得る必要がある。
- ⑤ 参加資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、浜松市物品の購入等に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 市が発注した「平成 26 年度西遠流域下水道に係る公共施設等運営事業の実施に向けた基本計画策定業務」を受託した新日本有限責任監査法人（協力者としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所）、「西遠浄化センターを核とした浜松市における地域活性化のための基盤整備調査業務」及び「西遠流域下水道移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入（情報整備調査）業務」を受託した地方共同法人日本下水道事業団（再受託者として日本上下水道設計株式会社）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者¹²でないこと。
- ⑦ 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

新日本有限責任監査法人
株式会社 N J S

¹¹ 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できることが必要である。

¹² 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

- ⑧ 第 2-4(1)に示す P F I 専門委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本金若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑩ 本市の市議会議員が役員等となっている法人（主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）に該当しない者であること。
- ⑪ 本市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は浜松市水道事業及び下水道事業管理者が役員等となっている法人（主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）に該当しない者であること。
- ⑫ 上記⑥から⑪までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- (3) 応募企業又は代表企業に求められる要件
実績要件等を想定している。具体的な実績要件については、募集要項で示す。

4 審査及び選定手続き

(1) P F I 専門委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる P F I 専門委員会（以下「P F I 専門委員会」という。）を平成 27 年 7 月 31 日に設置した。

P F I 専門委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

P F I 専門委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

委員長	森田 弘昭	（日本大学生産工学部 土木工学科 教授）
副委員長	寺田 賢次	（浜松市水道事業及び下水道事業管理者）
委員	佐古 猛	（静岡大学工学部長）
委員	細川 颯仁	（日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 所長）
委員	山口 直也	（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授）
委員	小柳 太郎	（浜松市財務部長）

委員 田中 文雄（浜松市環境部長）

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。

審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、PFI専門委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

市は、PFI専門委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(3) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も事業費総額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を浜松市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(6) 競争的対話の実施

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行い、その結果を踏まえ、実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。

(7) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施

参加資格があるとされた者が、附帯事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了後、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書¹³を市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

¹³ 提案概要書については、募集要項等公表時に示す。

(8) 提案書類の提出等

ア 提案書類の提出

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

イ 提案書類の作成方法

提案書類は、様式集¹⁴に記載する方法に従い作成すること。

(9) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、特定目的会社（以下「S P C」という。）として、会社法に規定する株式会社を浜松市内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を浜松市外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と改築等について協議を行う。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。市と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、市は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産賃貸借契約の締結

なお、市は、P F I 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を市ホーム

¹⁴ 様式集については、募集要項等公表時に示す。

ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(6) 事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎ等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙3にリスク分担表として示す。

以下、例外的に市がリスク負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、実施契約書(案)に詳細を規定する。

① 不可抗力

- ・市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象(以下「不可抗力」という。)が生じた場合、運営権者は直ちにその内容を市に通知する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP(Business Continuity Plan)に従い初期対応を行う。
- ・市が事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う義務がある。
- ・市は運営権者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ・市と運営権者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- ・事業継続措置に必要となる費用については、市と運営権者で協議する。

② 瑕疵担保責任

- ・運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後6ヶ月以内¹⁵に限り運営権者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる。また、本事業終了日から6ヶ月以内に限り、運営権設定対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、市は運営権者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。
- ・募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵(情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。)が発見された場合、市は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については責任を負わない。

③ 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ・本事業期間中に、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由(以下「特定法令等変更」という。)が生じた場合、市及び運営権者に生

¹⁵ 瑕疵担保を請求できる期間は本事業開始後6ヶ月以内であるが、第2-5(3)で示す運営準備行為としての現地調査及び業務引継ぎ期間が約6ヶ月以上確保される見通しであり、その間、運営権者は運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産の確認をすることができる。

じた損失は各自が負担する。

- ・本事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する。

④ 需要の変動

- ・需要変動に起因する利用料金の増減に関しては、原則として、運営権者が負う。ただし、直近の利用料金設定割合設定（改定）時から 3 年間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。

⑤ 物価の変動

- ・物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に関しては、原則として、運営権者が負う。ただし、直近の利用料金設定割合設定（改定）時から 3 年間に、電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。
- ・運営権者が負担する改築費用が、物価の著しい上昇により著しく増加した場合の規定は、浜松市建設工事執行規則第 35 条の規定を準用するものとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

⑥ 国補助金制度の変更等

- ・国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、協議の上契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ・国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、運営権者に対して改善措置や要求水準違反違約金を求めるものとする。なお、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は運営権者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、運営権者に求めることができるものとする。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）の公表時に示す。

3 保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、P F I法第26条第2項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、市は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う。

市は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③ 譲受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書(以下「株主誓約書」という。)を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(以下「本完全無議決権株式」という。)のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定(以下「処分」と総称する。)について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法(平成17年法律第86号)の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本議決権株式

本議決権株式を保有する者(以下「本議決権株主」という。)が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者(運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。)以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場

合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

(1) 所在地等

本事業用地は、以下のとおりである。

なお、各施設の一般平面図は別紙4に示す。

表5 本事業用地

運営権設定対象施設	所在地
西遠浄化センター	浜松市南区松島町2552番地の1
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町1681番地
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵330番地の5

(2) 事業用地の貸付

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。運営権者が義務事業を行うにあたっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第1-1(8)ウに示す任意事業を行う場合には、市と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

2 運営権設定対象施設の概要

① 西遠浄化センター

- ・供用開始：昭和61年10月
- ・処理方式：水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮—脱水—焼却
- ・処理能力：全体計画…400,000 m³/日（日最大）、現状…200,000 m³/日（日最大）
- ・水処理系列数：全体計画…8系列（64池）、現状…4系列（32池）

② 浜名中継ポンプ場

- ・供用開始：平成9年
- ・種 類 別：汚水中継ポンプ場
- ・能 力：全体計画…89 m³/分（時間最大）、現状…57 m³/分（時間最大）

③ 阿蔵中継ポンプ場

- ・供用開始：平成13年11月
- ・種 類 別：汚水中継ポンプ場
- ・能 力：全体計画…5.2 m³/分（時間最大）、現状…3.5 m³/分（時間最大）

3 西遠処理区一般平面図

別紙5に示す。

第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第1-1(9)エ(イ)及び(ウ)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書(案)の公表時に示す。

(1) 運営権者事由解除

ア 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ・倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・運営権者は、市に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は運営権者の支払額からこれを控除する。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとするが、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算しない。

(2) 市事由解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ・市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ・市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

イ 解除又は終了措置

- ・市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、市は運営権を取り消す。
- ・市は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(3) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ・不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- ・不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。
- ・不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(4) 特定法令等変更解除

ア 解除事由

- ・特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・市は、運営権者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(5) 特定条例等変更解除

ア 解除事由

- ・特定条例等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・特定条例等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

2 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、多様な資金調達上の工夫の一環として、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、応募者が株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、市は、同機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 実施方針に関する説明会及び現地見学会

(1) 開催日時及び場所

事前に受付をした者のみ参加することができる。

①開催日時：平成28年3月10日(木) 午前10時～

・2時間程度を予定している。

・参加者が多数の場合は、複数回に分けて開催する場合がある。

②開催場所：西遠浄化センター 管理棟2階会議室

浜松市南区松島町2552番地の1(JR浜松駅より車で約25分)

(2) 申込方法

説明会及び現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式2(実施方針説明会及び現地見学会参加申込書)を第8-4(1)の連絡先へ電子メールにて送信すること。なお、会場での申込みは受け付けない。

市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、平成28年3月8日(火)午後5時までに電子メールで受付完了の返信を行う。

①受付期限：平成28年3月8日(火) 午後1時(必着)

②留意事項

・参加者は本事業に参加を検討する民間企業とし、1者につき2名までとする。

・説明会会場受付において参加申込書の原本を提出すること。

・説明会に参加する者は、自ら実施方針を持参することとする。

・写真撮影、映像撮影は禁止する。

・説明会後に実施する現地見学会に参加する者は、ヘルメットを持参すること。

・複数回に分けての開催となった場合には、別途開催時間を連絡する。

(複数回に分けての開催とならなかった場合は、特段連絡しない。)

3 実施方針に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

平成28年3月1日(火)午前9時から平成28年3月16日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式1(実施方針に関する意見書・質問書)に記入の上、第8-4(1)の連絡先まで郵送等又は電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、提出件名は「浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 意見書・質問書 ●●」(●●は提出者名)とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及

びファクシミリ番号並びにE-Mailアドレスを記載すること。郵送等の場合は、データをCD-R等の電子媒体に保存して、内容を印刷した書類を同封すること。なお、受け取ったCD-R等の電子媒体の返却は行わない。市が意見書を受信したときは、電子メール又はファクシミリにより、受信確認の通知を送付する。

(3) 意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、市のホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

(4) 意見書・質問書に対する回答予定日

平成28年4月11日（月）

(5) 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

4 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

浜松市 上下水道部 上下水道総務課 企画グループ 住所：〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13番1号 TEL：053-474-7019 FAX：053-474-0247 E-Mail：gesui-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp
--

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

浜松市公式サイト 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業ページ
(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/pfi.html>)

別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法並びに運営権 ガイドラインにおける用語		実施方針 における記載		本事業における整理	運営権	特定 事業
運 営 等	運 営	経 営		事業計画の作成、実施体制の確保、財 務管理等の事業全体の管理	運 営 権 範 囲 内	特 定 事 業 範 囲 内
		修 繕 及 び 維 持	維 持	処理場・ポンプ場施設の機能を保持す るための事実行為で工事を伴わない もの		
	修 繕		所定の耐用年数内において機能を維 持させるため、老朽化した設備又は故 障もしくは損傷した設備の一部を取 り換えること			
	改 築		更 新	所定の耐用年数と機能を新たに確保 するため、既存の設備の全部を取り換 えること		
		長 寿 命 化	所定の耐用年数を新たに確保するた め、既存の設備の一部を取り換えるこ と			
		附 設	附帯事業の実施に必要な設備を導入 すること※1			
	維 持 管 理	資 本 的 支 出	併 置 (自 主 改 善)			
建 設・改 修			設置※5	任意事業の実施に必要な設備を導入 すること※3		
				施設の新たな建設又は増築※4を 実施すること		

※1 附帯事業に係る新規設備の導入とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化槽の導入等をいい、その費用負担は義務事業の費用と同様に市及び運営権者とする。

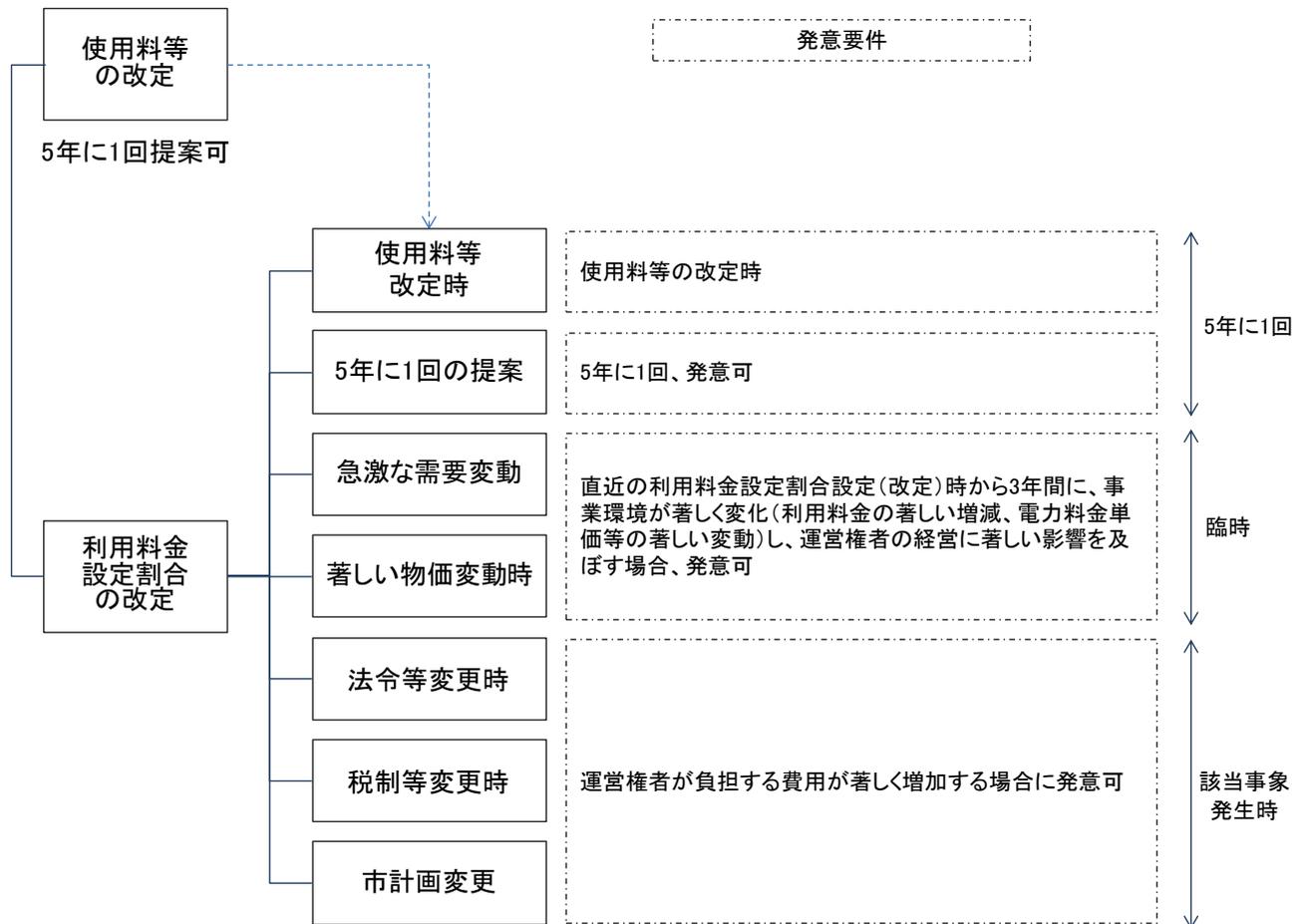
※2 運営権者は、自らが行う運営等の利便性を向上させるために自己負担による設備・機器の導入(例えば、運転管理の効率化に資する水質自動制御装置の導入が考えられる。)を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備・機器は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※3 運営権者は、任意事業の実施に必要な設備の導入(例えば太陽光発電設備の導入等が考えられる。)を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※4 市は、施設の新たな建設又は増築(例えば、排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築が考えられる。)を特定事業に関わらず運営権者と協議の上実施することができる。

※5 運営権者が行う設置及び併置については、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続きが必要となる。

別紙2 利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケース



別紙3 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者		
				市	運営権者	
共通	譲渡手続き	運営権の設定等に必要となる諸費用	登録免許税等の費用負担		○	
	知的財産権侵害	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は運営権者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償			○	
	情報の漏えい	市の帰責によるもの		○		
		運営権者の帰責によるもの			○	
	環境問題	運営権者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題			○	
		施設の存在に起因する環境問題		○		
	不可抗力	市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象	市が予め指定する範囲の損害(軽微な損害及び予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるもの)は、運営権者が負担する。範囲の詳細は実施契約書(案)に示す。		○	
			公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の範囲内の復旧事業費は、国費を財源とし市が負担する。	○		
			公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の範囲外の損害で、運営権者の負担とならないものは、市が負担する。	○		
	法令等変更	一般法令	当該事業のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更	原則として運営権者がリスクを負うことになる。ただし、一般法令等の変更が要求水準に影響する場合や国補助金の制度が変更される等、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	(○)	○
		特定法令変更	下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国の法令、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する。		協議
		特定条例等変更	本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。		協議
税制変更		広く一般的に適用される税制等の変更			○	
		当該事業に直接関係する税制等の変更により、運営権者の負担が著しく増減する場合	市と運営権者は利用料金設定割合改定について、協議を行うことができる。		協議	

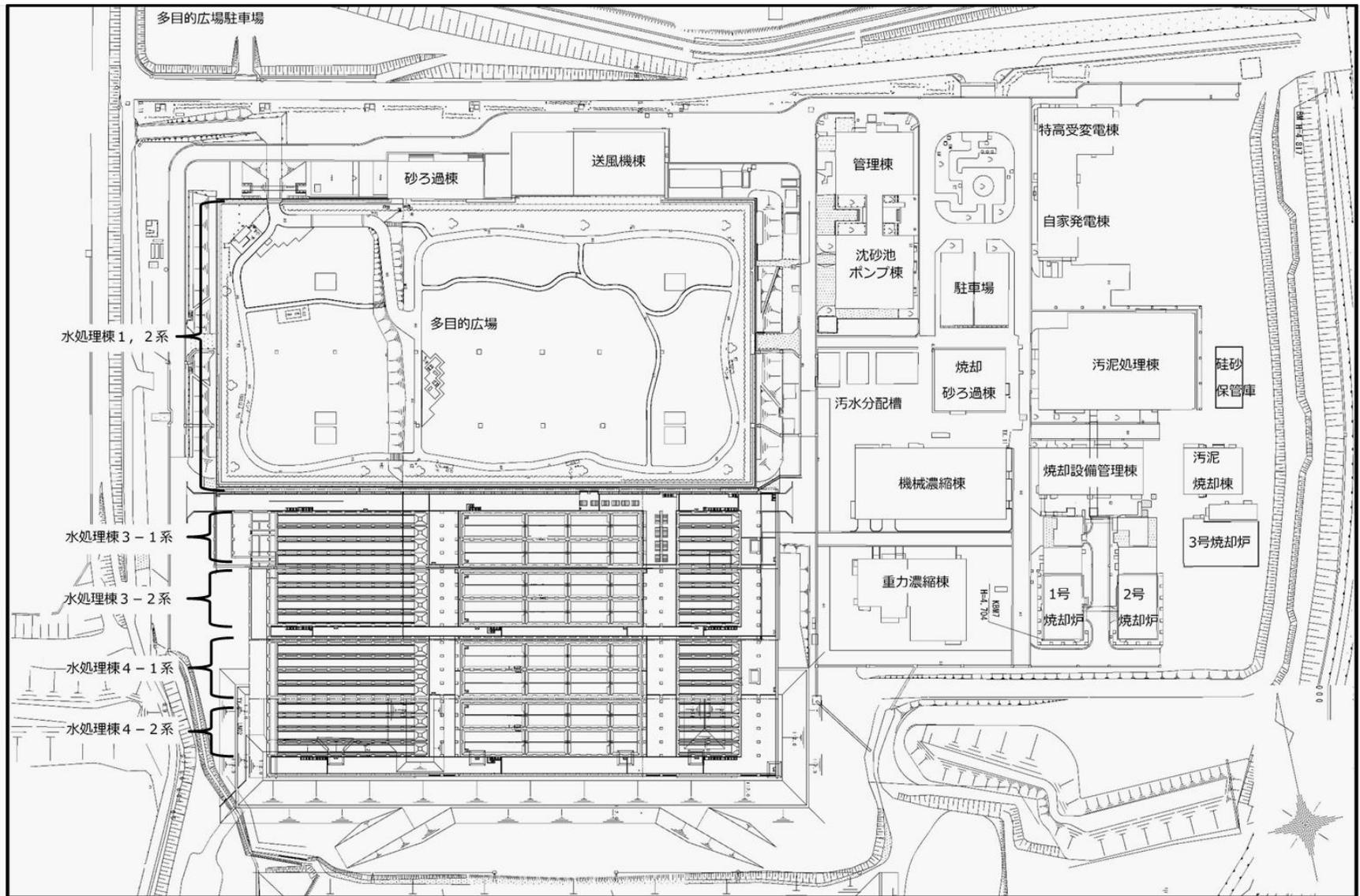
(○)○ は、リスク事象の発生状況により負担者及び負担割合が変わることを示す

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	運営権者
共通	業務遂行の中断・不能 (不可抗力除く)	実施契約にない市の要因に基づく業務遂行中断・不続		○	
		上記以外の理由による業務遂行中断・不続			○
	第三者損害 (近隣住民対応)	仕様・要求水準に従って施設整備を行っても避けることのできない第三者損害		○	
		施設が存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害		○	
		施設が存在自体に対する住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損		○	
		運営権者が行う改築工事や修繕及び維持に起因して発生する住民の反対運動や訴訟による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等			○
		運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	業務実施において第三者に及ぼした損害は運営権者が負担するのが原則。		○
	金利変動	金利変動によるコストの増加			○
	許認可	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○	
		運営権者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの			○
	資金調達	運営権者が調達すべき資金を運営権者の責により資金調達に失敗した場合			○
		市が調達すべき資金を、市の債務不履行のため、資金調達に失敗した場合		○	
	計画変更	事業内容、用途の変更等市側の事由により計画が変わる場合	運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	○	
		運営権者が立案した計画(時期・内容等)に起因して問題が生じた場合			○
瑕疵担保責任	事業開始後に運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	実施契約締結日から6か月間に限り、運営権者は市に瑕疵担保請求を行うことができる。	○		
	事業終了後に運営権設定対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	事業終了日から6か月間に限り、市は運営権者に瑕疵担保請求を行うことができる。		○	
	募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合	市は、これらの瑕疵については責任を負わない		○	
改築	測量・調査	運営権者が実施した測量・調査結果に責がある場合			○
	施工	市の指示や変更により遅延、工事費増となる場合		○	
		運営権者側の要因により遅延、工事費増となる場合			○
	工事費の増大	著しい物価変動によるコストの増加	浜松市建設工事執行規則第35条の規定を準用する。	○	(○)
		上記以外の理由による工事費の増大			○
	国補助金交付不足	国補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	市と運営権者は協議の上、工事計画の見直しなどを行う。		協議

○(○) は、リスク事象の発生状況により負担者及び負担割合が変わることを示す

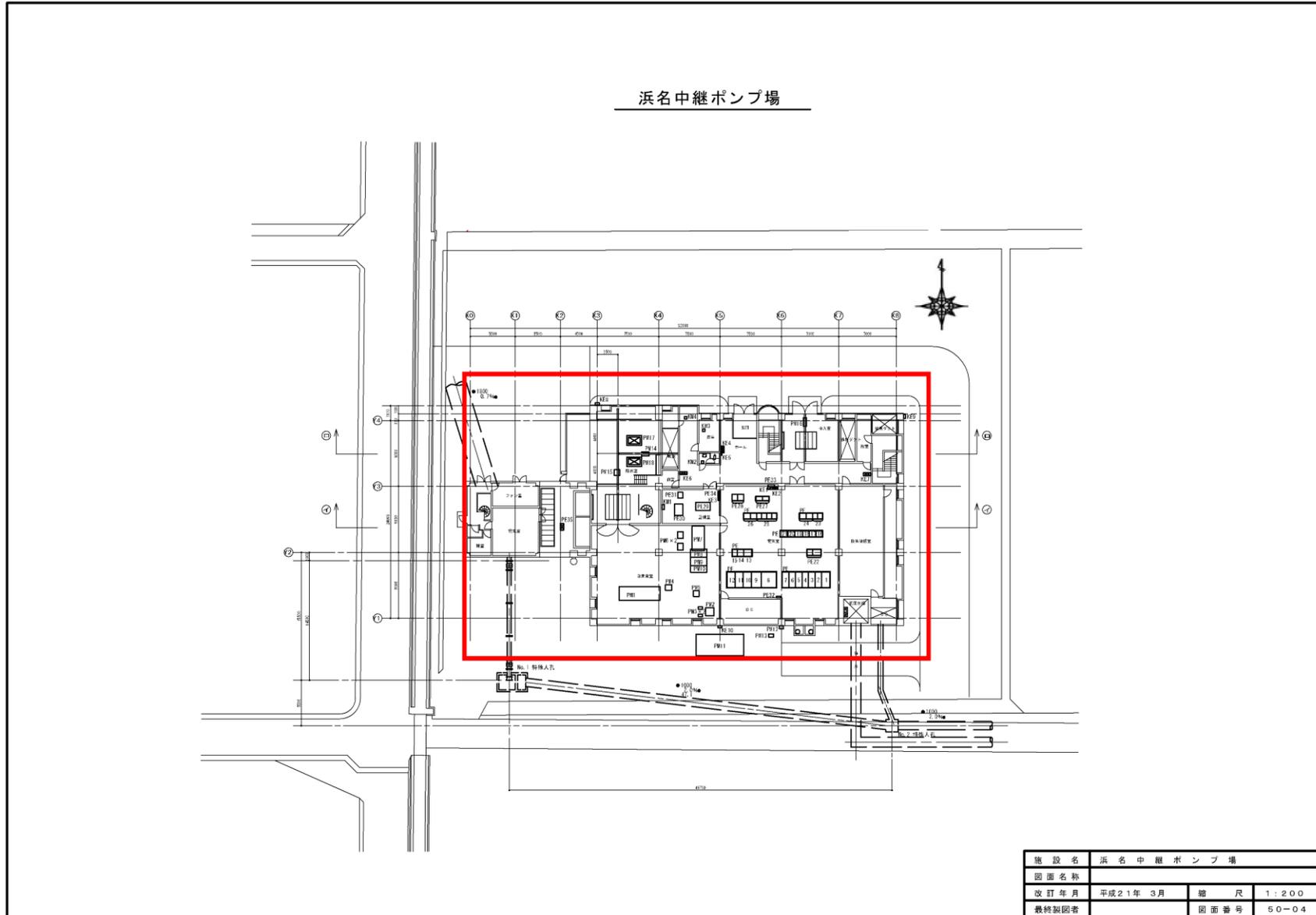
段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	運営権者
経営並びに修繕及び維持	料金未払	利用料金の滞納による減収	原則として運営権者がリスクを負うことになる。		○
	需要の変動による利用料金の増減	需要の変動に伴う利用料金の増減	需要に起因する利用料金の変動に関しては、原則として、運営権者が負う。		○
		急激な社会情勢等の変化による需要の著しい変動に伴う利用料金の増減	直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。		協議
	流入水量の変動	要求水準で設定した範囲内の流入水量変動	需要に起因する水量の変動に関しては、原則として、運営権者が負う。		○
		要求水準で設定した範囲を超える著しい流入水量変動により、運営権者の負担する費用が著しく増減する場合	発生する負担について、市と運営権者は協議を行う。		協議
	流入水質の変動	流入水質の変動に伴う処理費用の増減(要求水準書で定めた範囲内の場合)	要求水準書等で設定する範囲内では運営権者がリスクを負うことになる。		○
		流入水質の変動に伴う処理費用の著しい増減(要求水準書で設定した範囲を長期間にわたり継続的に超える場合)	発生する負担について、市と運営権者は協議を行う。		協議
	施設損傷	施設の劣化に対して、運営権者が適切な維持及び修繕業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷			○
		市が遂行する業務に起因する施設への損傷		○	
	物価変動	物価変動による運営権者負担費用コストの増減	原則として運営権者がリスクを負うことになる。		○
著しい電力料金等の変動による運営権者負担費用の著しい増減		直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に、電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。		協議	
附帯事業	附帯事業の不振・事業計画不履行			○	
任意事業	任意事業の不振・事業計画不履行			○	

別紙 4-2 西遠浄化センター一般平面図 (拡大)



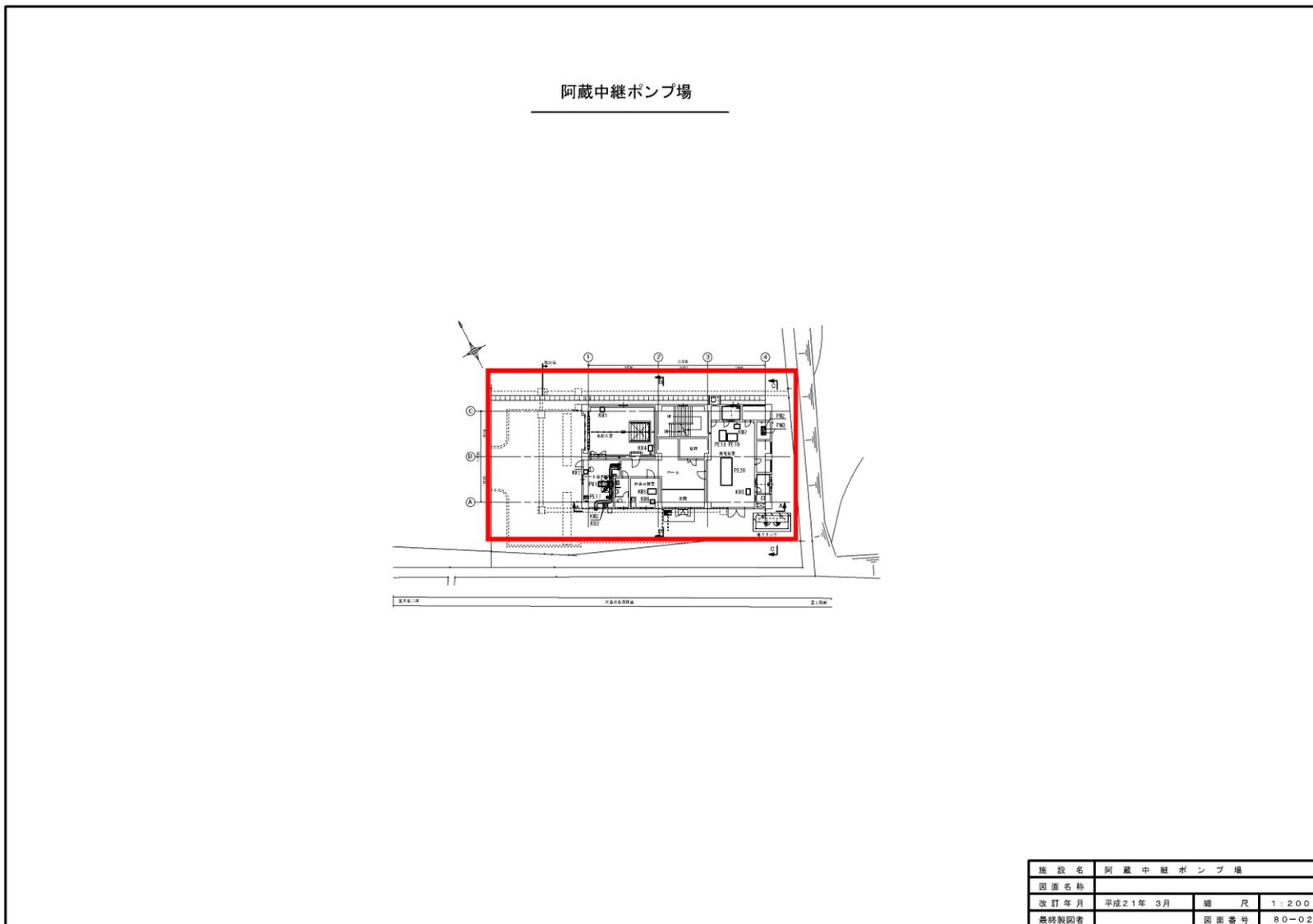
(出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成 27 年 4 月)

別紙 4-3 浜名中継ポンプ場一般平面図



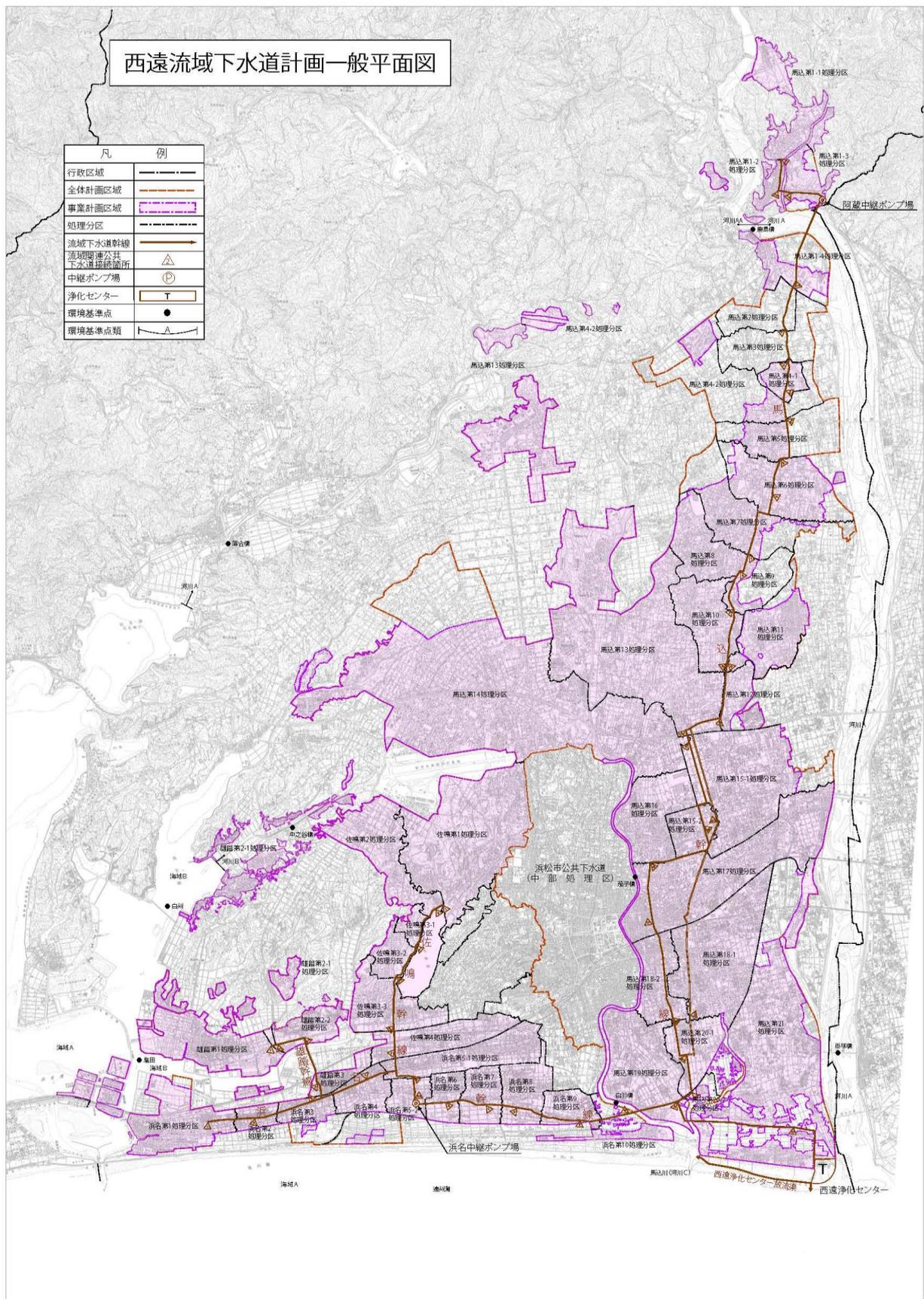
(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務 平成27年3月 浜松市)

別紙 4-4 阿蔵中継ポンプ場一般平面図



(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務 平成27年3月 浜松市)

別紙5 西遠処理区一般平面図



(出典：西遠流域下水道－水がきれいになるまで－ 静岡県)